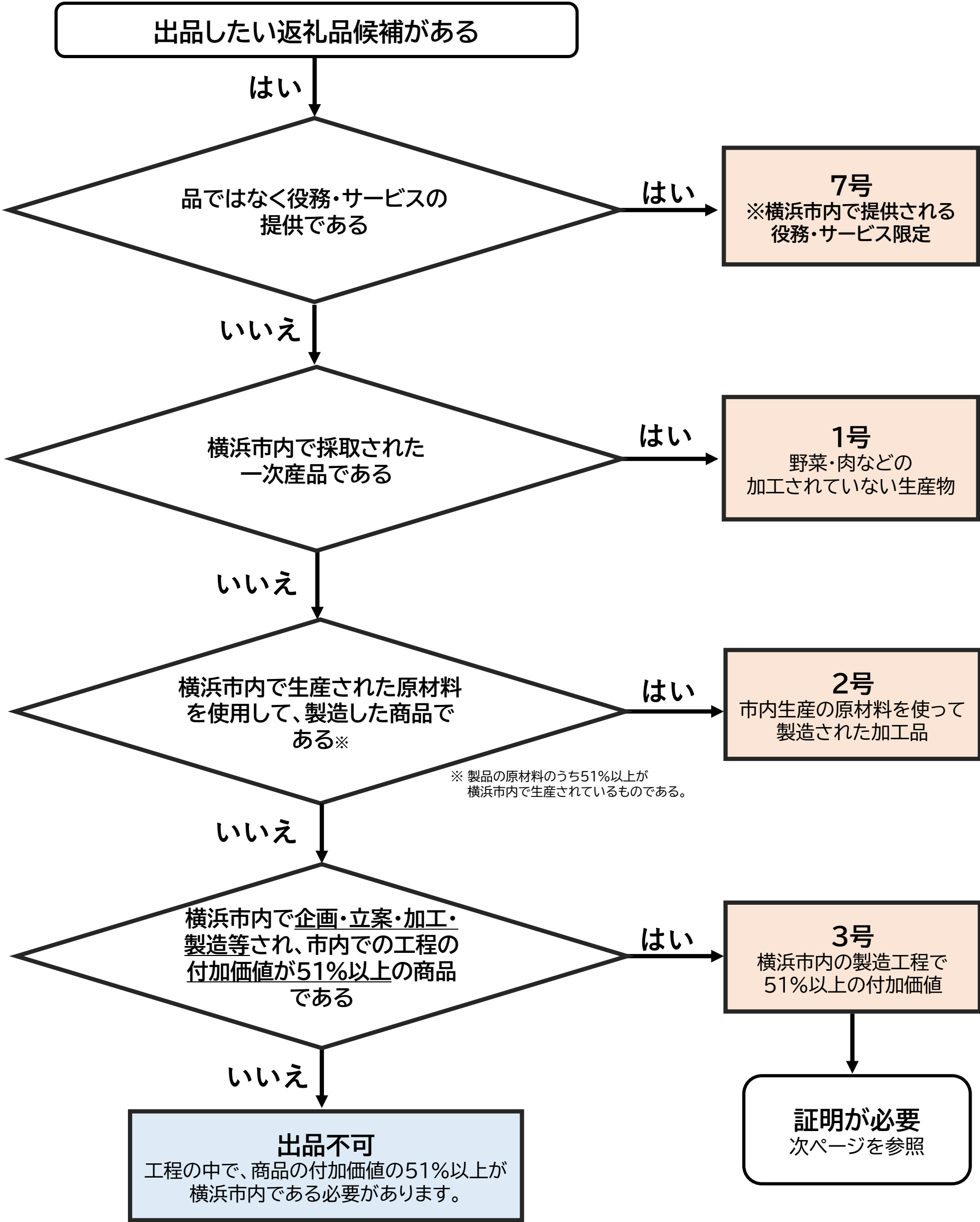


横浜市ふるさと納税 地場産品基準の確認フローチャート

ご質問いただく機会の多い返礼品の適合基準について、フローにしました。
下記により、どの地場産品基準に該当するかフローで確認した後、
次ページの詳細にて、該当する申請に必要な記載事項等を確認してください。



横浜市ふるさと納税 返礼品申請にあたって必要な記載事項等

前ページのフローチャートで該当した号数に基づき、下記の「申請にあたっての確認事項」を確認してください。
なお、下記以外にも総務省による確認の過程で追加資料のご提出等をお願いする場合があります。

地場産品基準		申請にあたっての確認事項	添付書類※
1号	横浜市内で生産された一次産品 (例:市内産トマト、牛乳)	横浜市内で行われている生産の内容 例:栽培、繁殖、肥育、養殖、水揚げ等	なし (産地の証明を求める場合があります。)
2号	横浜市内で返礼品の原材料の主要な部分が生産されたもの (例:市内産トマトを100%使用したジュース)	①主な原材料のうち、横浜市内で生産された原材料名 ②主な原材料のうち、横浜市内で生産された原材料名 ③返礼品の重量や付加価値のうち横浜市内で生産された原材料によるものの割合(当該割合が全体の半分以上を上回るという理由)	なし (産地の証明を求める場合があります。)
3号	横浜市内で返礼品等の企画立案、製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、51%以上の付加価値が生じているもの (例①:市外産の材料で、市内で製造されたお菓子 例②市内で製品の企画開発等を行い、市外で製造された商品)	①横浜市内で行われている工程(企画立案・製造・加工等)の詳細と付加価値の割合 ②市外で行われている工程(企画立案・製造・加工等)の詳細と付加価値の割合 ③原材料の詳細と付加価値の割合 加工又は製造に該当しない例: 単なる切断・組み立て・梱包・混合	3号工程表・証明書
7号 (宿泊以外)	横浜市内で提供される役務・サービス (例:市内レストラン個店で利用できるお食事券)	①サービスが提供される施設名、施設の住所 ②サービスの内容 ③サービスの内容と横浜市との関連性 ×横浜市内のサービスでも、市外でも同様のサービスを提供している場合(全国的に展開している店舗等)	なし
7号の2・3 (宿泊)	横浜市内の宿泊 (例:市内のホテルで利用できる宿泊券)	①宿泊施設名、施設の住所 ②運営主体が、神奈川県内でのみ宿泊施設の運営をしているか、他都道府県でも運営を行っているか →他都道府県でも運営を行っている場合には、一泊につき一人当たり5万円を超えないものに限ります。 ③1泊一人あたりの宿泊費	なし

※ 「なし」の場合は、事業者申込フォームの「根拠説明」欄に、記載事項を直接記入してください。

横浜市ふるさと納税 返礼品の主な諸条件

- 返礼品の「商品価格」とは、寄附金額ではなく、横浜市から返礼品提供事業者を支払う費用を指します。商品価格には荷造、箱、梱包料、事務費、消費税を含めます。
- 返礼品の商品価格は、1,500円以上の提案としてください。
- 寄附金額は、商品価格に3分の10をかけ、千円単位に切り上げ、横浜市が決定します。
(商品価格が5,000円の場合: $5,000円 \div 3 \times 10 = 16,666円 \neq 17,000円$)
- 返礼品送料及びポータルサイト掲載手数料は、横浜市が負担します。
(著しく送料が高額になる商品の場合は、別途調整することがあります)
- 商品価格の変更がある場合、変更後の商品価格で
公開開始を希望する月の前月の15日までを目安に「変更申請フォームより」ご申請ください。
※原則、同じ月内での商品価格の変更は不可としています。
※また、原則、公開開始は毎月1日からとします。

総務省への確認について

新たに提供を開始しようとする返礼品については、総務省において確認を行うため、あらかじめ、都道府県を經由して申請書を提出することが必要となっています。

総務省への申請書の提出期間は年4回(4月、7月、10月、1月予定)となっています。

※ 年度によって期間が変わる可能性がありますので、
最新のスケジュールは以下【重要なお知らせ】欄をご確認ください。

<横浜市ふるさと納税 返礼品公募について>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/shisai-takarakuji-kifu/kifukin/koubo.html>

申請書を提出後、最短約1ヶ月～1ヶ月半後が総務省からの回答目安となります。